

平成 28 年 5 月 27 日

会員各位

東京税理士会杉並支部
支部長 小澤 茂

消費税の軽減税率制度の対応へのご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より支部活動に格別のご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、5月17日付けで杉並税務署より「消費税の軽減税率制度の対応へのご協力」の依頼がまいりましたので、会員の皆様にご連絡とご協力をお願いを申し上げさせていただきます。

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）の成立により消費税法等の一部が改正され、平成 29 年 4 月に軽減税率制度を導入することとされております。これを受けて、4月8日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率の円滑な導入に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととなりました。つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、会員の皆様におかれましては、下記の事項にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. ご理解・ご指導

以下のホームページ等を通じ、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関してご理解をいただき、関与先事業者の皆様が、軽減税率制度や支援措置に対し、必要な準備が円滑に進められ、適正な申告・納付等が行われるよう、適切にご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集－消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）：
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）：
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）：
<http://kzt-hojo.jp/>

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに従い「#」又は「3」をプッシュ
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合せ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

2. その他

軽減税率制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、定期的にアンケート調査の実施を予定しておりますので、調査の実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。